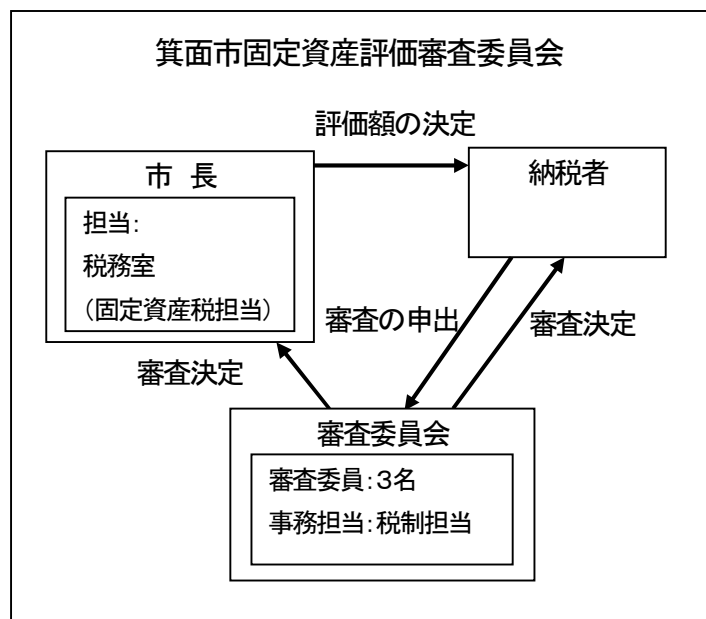


固定資産評価審査申出の制度のあらまし

令和7年度（2025年度）版

1. 固定資産評価審査委員会とは

- (1) 市長が固定資産課税台帳に登録した価格（評価額）に対する、納税者からの不服の申出を審査する行政委員会です。
- (2) 市長から独立した中立的・公平な立場で、3名の審査委員により固定資産の価格（評価額）が適正に決定されているかどうかを審査します。



2. 審査の申出をできるかた

令和7年度分の固定資産税の納税者（令和7年1月1日現在の固定資産の所有者）又はその代理人。
令和7年1月2日以降に所有者となったかたや、納税管理人、借地人、借家人は審査の申出をすることができません。

3. 申出期間

- (1) 審査の申出ができる期間は、4月1日から納税者が固定資産税の納税通知書を受け取った日後3か月以内です。
- (2) 地方税法第417条第1項（固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定または修正等）の通知を受けた場合は、その通知を受けた日後3か月以内に審査の申出をすることができます。

4. 申出できる事項

審査の申出ができる（審査の対象となる）事項は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に限られています。

- (1) 令和7年度及び令和8年度については、基準年度（評価替え年度）ではありませんので、原則として基準年度の価格（令和6年度の評価額）が据え置かれることになり、次のような場合を除いて、審査の申出はできません。
 - ①土地 (ア)令和6年及び令和7年中に、地目の変換、土地の分合筆等があったとき
(イ)地価の下落によって修正した評価額について不服があるとき
 - ②家屋 令和6年及び令和7年中に、家屋を新築したときや、増築又は損壊等があったとき

(2) 次回の基準年度(評価替え年度)は令和9年度です。

5. 審査の方法

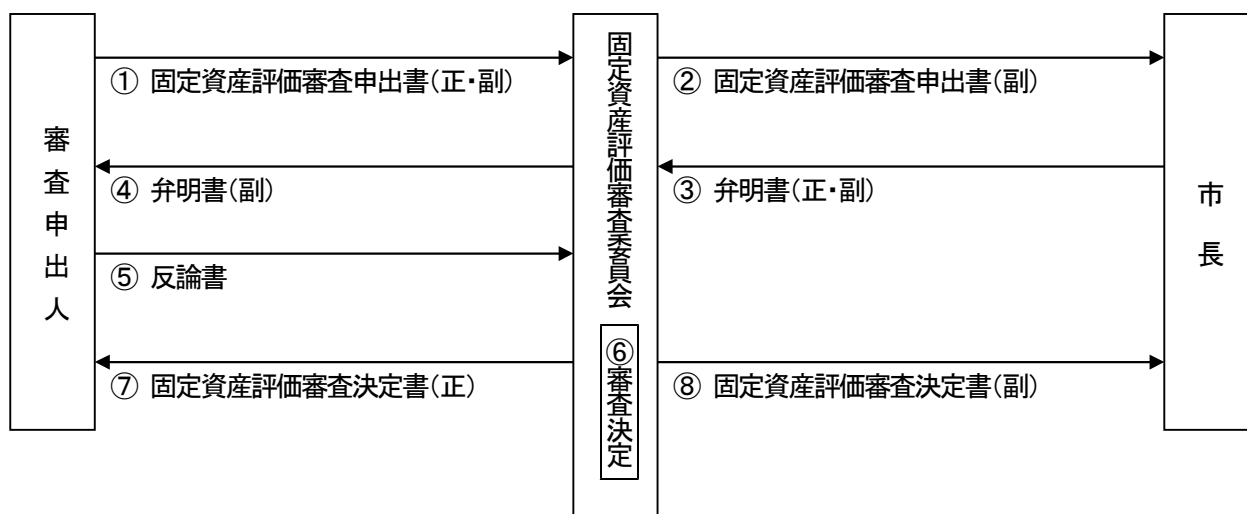
(1) 審査は、原則として書面で行います。

- ・審査申出人からの審査申出書や、それに対する市長からの弁明書などをもとに、書面審査や必要に応じて実地調査や口頭審理を行います。
- ・口頭審理は、審査申出人及び市長(または代理人)が出席し、口頭による陳述を聴取することにより双方の主張や審査すべき項目、事実関係等を明らかにするために実施します。

(2) 希望により、口頭で意見を述べることができます。

審査申出人の申請により、審査委員会に対して口頭で意見を述べる(「口頭意見陳述」といいます。)ことができます。なお、口頭意見陳述には市長(または代理人)は出席しません。

6. 審査の流れ



- ① 審査申出人は、「固定資産評価審査申出書」正副2通を、固定資産評価審査委員会宛てに提出してください。用紙は、事務担当(税制担当)にて、お渡しします。
- ② 審査委員会は、受理した「固定資産評価審査申出書」の副本を、市長に送付します。
- ③ 市長は、審査の申出の対象となっている固定資産の価格について、その根拠を示した「弁明書」正副2通を、固定資産評価審査委員会宛てに提出します。
- ④ 審査委員会は、受理した「弁明書」の副本を申出人に送付します。
- ⑤ 審査申出人は、「弁明書」に対する「反論書」を提出することができます。
- ⑥～⑧ 審査委員会は、審査決定の内容を記載した「固定資産評価審査決定書」正副2通を申出人と市長に送付します。

※1 ③及び⑤…必要に応じて、再反論、再弁明を行うことがあります。

※2 審査申出人は、審査の決定があるまでの間はいつでも、その申出の全部又は一部を取り下げることができます。

7. 審査期間

審査決定は、審査委員会が審査の申出を受けた日から30日以内に行わなければならないとされています。ただし、申出件数の増加や弁明と反論に時間を要する場合があることなどから、やむを得ず30日を超える場合があります。

8. 審査決定

(1) 審査決定には、次の3種類があります。

- ① **認容**: 審査申出人の主張の全部又は一部を認め、評価額を修正すること
- ② **棄却**: 審査申出人の主張を認めず、評価額を修正しないこと
- ③ **却下**: 評価額以外に関する不服の申出など、不適法であることを理由に申出を退けること

(2) 審査委員会は、審査決定後10日以内に審査申出人と市長宛てに審査決定の通知をします。

(3) 審査決定に不服がある場合、審査申出人は、審査決定の通知(審査決定書の送付)を受けた日から6か月以内に、審査決定の取消しを求めて訴訟を提起することができます。
ただし、取消訴訟は裁判の日から1年を経過したときは、提起することはできなくなります。

(4) 審査委員会が審査申出を受け付けてから30日以内に審査決定を行わない場合は、その申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができます。

9. その他

支払後に「認容」の審査決定があれば、過払いとなった税額は還付されますので、固定資産税・都市計画税は、必ず支払期限までにお支払いください。審査申出中であっても、支払期限を過ぎますと滞納として取り扱われます。

10. 審査委員会に関する事務

(1) 審査委員会の事務は、本市では税制担当が担当しています。

審査委員会に関するお問い合わせは、税制担当までお願いします。

(2) 審査における中立性を保つため、評価を担当する税務室(固定資産税担当)とは別になっています。
評価に関するお問い合わせは、税務室(固定資産税担当)までお願いします。

審査申出の前に

1. 審査申出の理由

審査申出制度は、納税者が自らの権利を守るためのものです。

しかし、申出の理由が不明瞭(理由が単に「評価が高いから」との記載にとどまっているものなど)では、的確かつ十分な審査はできません。

そこで、審査申出の前に、ご自身の所有されている固定資産が、どのような手順と内容で評価されているのかを税務室(固定資産税担当)にて、十分に説明を受けて確認しましょう。そして、審査申出をするべき点があるのかを確認しましょう。

2. 審査申出の対象となる事項

審査委員会に審査の申出をすることができる(審査の対象となる)事項は、固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格(評価額)に限られます。

※税額など、固定資産の価格(評価額)以外の事項に関しての不服は、行政不服審査法に基づいて、市長(窓口:税務室(固定資産税担当))に対して審査請求をすることになります。

3. 固定資産の価格(評価額)とは

- (1) 地方税法第388条第1項に定められている「固定資産評価基準」に基づき、市長が決定した固定資産の価格です。
- (2) 審査委員会は、申出のあった固定資産が、「固定資産評価基準」に基づいて適正に評価されているかを審査します。

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

○ 審査委員会に関するお問い合わせ
箕面市固定資産評価審査委員会
(事務担当:税制担当)
電話072-724-6709(直通)

○ 評価に関するお問い合わせ
箕面市 総務部 税務室(固定資産税担当)
電話072-724-6712(直通)